

調達要求番号：07-1-2289-0011-0002-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	—	仕様書番号	SKS-9-00027
名称	荷役	防衛大臣承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年 2月 25日
		改正年月日	令和 年 月 日
沖縄基地隊本部港務科			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊で使用する沖縄県内（離島を除く）の荷役（以下、役務という。）について規定する。

### 1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に記載した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

#### a) 引用文書

##### 法令等

海上自衛隊契約規則の実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）

#### b) 関連文書

##### 法令等

海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達4号）

## 2 役務に関する要求

### 2.1 対象品目及び予定数量

対象品目及び予定数量については、表1による。

表1-対象品目及び予定数量

機種	予定回数
75tクレーン車	2
50tクレーン車	2
25tクレーン車	150
10tトラック	4
低床トレーラー	20
小型移動式クレーン搭載型トラック	120

※各車両は、資格を保有するオペレーター付とする。

## 2.2 役務期間

履行期間は、令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）までとする。

## 2.3 日時及び場所

日時及び場所は、発注書により、官側が指示する。

## 2.4 資格

中型免許・大型免許・大型特殊免許・移動式クレーン運転士等

## 2.5 履行の確認

契約の相手方は、履行月終了の都度、役務確認書（付図1）を作成し、検査官へ提出する。

## 3 監督・検査

### 3.1 監督

監督は、役務の履行状況の確認を立会い及び書類により実施する。

### 3.2 検査

検査は、書類審査を実施する。

## 4 その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	名称	部数	提出先	提出時期	備考
1	着手届	3	監督官	契約締結後速やかに	書式2 2 <sup>a)</sup>
2	役務確認書	2	検査官	履行月終了の都度	付図1
3	終了届	3	検査官	履行月終了の都度	書式2 2 <sup>a)</sup>
注 <sup>a)</sup> 海上自衛隊契約規則に実施に関する細部（海幕経第183号。27.3.18）					

### 4.2 保全等

- a) 契約の相手方は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力しないものを配置すること。
- b) 契約の相手方は、作業中及び運搬中の安全管理にそれぞれの関連する法規及び規律に従い、必要な措置を行う。
- c) 本件に関連して業務上知り得た秘密を、第三者に漏洩してはならない。
- d) 本作業実施中に官側施設及び器具等に損害を与えた場合は、契約の相手方が無償で原状に復元する。
- e) 作業員が作業実施のため基地内に立ち入る際は、入門許可証により許可を受ける。また、監督官から立ち入りの指示を受けた場所以外へは、許可なく立ち入ってはならない。

### 4.3 賠償責任

契約の相手方は、故意又は重過失による契約相手方の責に帰すべき事由により、施設、展示物、国有財産及び物品を滅失、又はき損させた場合は、契約の相手方が補修、若しくはその損害を賠償しなければならない。また、作業期間中は、安全について万全を期し作業員または第三者に危害を与えた場合の補償等については契約の相手方の責任により処理を行う。

### 4.4 疑義事項

この仕様書に疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議する。

検査官殿

住所  
会社名  
代表者名

## 役務確認書（月分）

件名 荷役  
 契約番号  
 契約年月日  
 実施期間  
 実施場所 仕様書のとおり

件名・規格等	単位	数量	契約単価	金額	備考
75tクレーン車	回				
50tクレーン車	回				
25tクレーン車	回				
10tトラック	回				
低床トレーラー	回				
小型移動式クレーン積載型トラック	回				
合計					

仕様書に基づき、上記のとおり確認した。

年 月 日

検査官 官職氏名

印